

経営革新計画承認企業に対する支援策について

※以下の情報は令和7年4月時点のものです。支援策を利用される場合は、各支援先が公開している最新の情報も御確認ください。

計画実行のための専門家派遣

県では、県内商工会議所・商工会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会を通じて経営革新計画の作成・承認後の実行支援のための専門家を派遣しています。

お問い合わせは、各商工団体窓口までお問い合わせください。

(株) 日本政策金融公庫による融資

■新事業活動促進資金

融 資 限 度 額	
国 民 生 活 事 業	中 小 企 業 事 業
7,200 万円 (うち運転資金 4,800 万円)	直接貸付 14 億 4,000 万円 代理貸付 1 億 2,000 万円

※利率、ご返済期間はホームページ等でご確認ください。担保・保証人については日本公庫にご相談ください。

日本政策金融公庫ホームページ ⇒ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m.html

＜お問い合わせ

信用保証の特例

経営革新計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会による信用保証に関し、特例による別枠支援措置を受けることができます。

○普通保証等の保証限度額の別枠設定

	通常枠	別枠
普通保険	2 億円以内（組合 4 億円以内）	2 億円以内（組合 4 億円以内）
無担保保険	8,000 万円以内	8,000 万円以内
（内 特別小口保険）	（2,000 万円以内）	（2,000 万円以内）

○新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新計画の実行にあたって必要な資金に関するもののうち、信用保証協会の新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費など新事業の開拓に係る資金）について、保証限度額が引き上げになります。

※他の支援による別枠を利用している場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。

	通常	特例措置
保証限度額	2 億円以内（組合 4 億円以内）	3 億円以内（組合 6 億円以内）

＜お問い合わせ先＞ 埼玉県信用保証協会保証経営支援部 TEL: 048-647-4713

マーケティング支援